

## 公 示

次のとおり企画書の募集を行います。

令和6年8月27日

独立行政法人環境再生保全機構  
契約担当職 理事 福山 賢一

### 1. 企画競争に付する事項

#### (1) 件名

石綿健康被害救済制度に関する広報業務

#### (2) 仕様等

仕様書（案）のとおり

#### (3) 期間

契約締結日～令和7年3月17日

#### (4) 納入場所

独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部情報業務課

#### (5) 契約金額の上限

31,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (6) 選考方法

企画書の各項目の審査による企画競争方式

### 2. 参加資格に関する事項

#### (1) 企画競争に参加することができない者

① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条に規定する契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

② 取扱細則第5条の規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者など

(2) 令和04・05・06年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）において、役務の提供等の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(3) 企画競争説明書、契約書（案）、仕様書及び本件企画競争に必要なその他の書類（以下「企画競争説明書等」という。）の交付を受けた者であること。

(4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(5) 個人情報管理状況調査票のすべての確認項目が実施済又は対応済であること。(非該当項目を除く。)

### 3. 提案者の義務

上記2.(2)の資格審査結果通知書の写し、(5)個人情報管理状況調査票を令和6年10月25日（金曜日）17時00分までに電子メール、FAX又は送付（必着）にて提出すること。

### 4. 契約条項を示す場所、企画競争説明書等の交付場所及び問合せ先等

#### (1) 契約条項を示す場所、企画競争説明書等の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー9階  
独立行政法人環境再生保全機構

石綿健康被害救済部企画調整課 担当 遠藤、佐々木

e-mail i-kikaku@erca.go.jp

電話 044-520-9614 FAX 044-520-2193

#### (2) 企画競争説明書等の交付期間

本公告の日から令和6年10月24日（木曜日）の17時00分までの平日の10時00分～17時00分の時間帯とする。

なお、電子メール又はFAXにより企画競争説明書等の交付を受けようとする時は、令和6年10月24日（木曜日）の17時00分までとし、電子メール又はFAXにより、上記(1)に以下の必要事項を記入の上、連絡すること（電子メール又はFAXによる交付が受けられない者は、上記(1)に連絡し、相談すること）。

#### 〈必要事項〉

件名：【企画競争説明書等希望】石綿健康被害救済制度に関する広報業務

本文： ①名称・商号

②所属部署

③担当者名

④郵便番号・住所

⑤メールアドレス

⑥電話番号

⑦FAX番号

⑧企画競争説明書等一式を希望する公告の名称

#### (3) 企画競争説明会の日時及び場所

令和6年10月16日（水曜日）10時30分

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー9階

## 独立行政法人環境再生保全機構 第4会議室

(注) 本説明会の参加は任意とします。

### 5. 企画書の提出期限等

#### (1) 企画書の提出期限及び場所

令和6年10月25日（金曜日）17時00分まで

上記4. (1)に示すとおり

企画書の提出方法は、持参、郵送（書留など配達記録が残るものに限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）又は電子媒体のいずれかの方法による。なお、郵送（書留など配達記録が残るものに限る。）、特定信書便又は電子媒体の場合には、提出期限までに必着のこと。

特定信書便による提出を行う場合は、特定信書便事業者に該当する法人であることを確認すること。特定信書便事業者に該当する法人情報については総務省ホームページを確認すること。（[https://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei\\_g.html](https://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html)）

#### (2) 企画書に関するヒアリング

上記(1)の期限までに有効な企画書等を提出した者に対して、必要に応じて連絡し実施する。

提出した企画書等の説明依頼の連絡を受けた者は、以下の実施日・場所において、プレゼンテーション、質疑応答に対応するものとする。

##### ① 実施日

令和6年10月29日（火曜日）

（詳細な時間は令和6年10月28日（月曜日）までに連絡する。）

##### ② 場所

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー9階

独立行政法人環境再生保全機構 第4会議室

### 6. その他

#### (1) 企画競争及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 契約保証金に関する事項

免除する。

#### (3) 提案者に要求される事項

企画競争の実施日までに契約担当職理事から企画書について説明が求められた場合には、これに応じなければならない。

#### (4) 企画書の審査

企画競争説明書に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として1者を選定する。ただし、優秀な企画書等の提出がない場合は、この限りでない。

なお、この審査の採否結果は、採用者には連絡し、不採用者には通知書を送付する。

#### (5) 企画書の無効

本公告に示した競争資格のない者の提出した企画書、提案者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書及び企画競争に関する条件に違反した企画書は無効とする。

#### (6) 契約者の決定方法

企画競争説明書に定める審査の方法によって得られた数値の最も高い者の企画を採用し、当該企画書の提案者と随意契約により契約を締結する。

#### (7) 契約書の作成の要否

要

#### (8) 詳細は企画競争説明書による。

### 7. 契約情報の公表について

#### (1) 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

#### (2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いします。

なお、企画書の提出又は契約の締結をもって、契約情報の公表について同意されたものとみなすこととする。

##### ① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

##### ② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機

構における最終職名

- 2) 当機構との間の取引高
  - 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
  - 4) 一者応札である場合はその旨
- ③ 当方に提出していただく情報
- 1) 契約締結日時点での在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
  - 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ④ 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則72日以内

(3) 「資格停止措置等」の公表

取扱細則第5条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。